

令和6年6月7日(金)

# 第 5 2 1 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

<b>国</b> 次

#### 【告 示】

保安林予定森林(森 林 整 備 課) 2知事管理漁獲可能量の変更(水 産 課) 2

### 【公告】

 開発行為に関する工事の完了
 (都 市 計 画 課) 3

 島根県・松江市屋外広告物講習会の開催
 (" " ) 3

### 【特定調達公告】

島根県立浜田養護学校仮設校舎の賃貸借に係る一般競争入札の実施 (教 育 施 設 課) 4 島根県警察情報ネットワーク用プリンタの賃貸借に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 6

#### 【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を 定める規則の一部を改正する規則

### 【正 誤】

令和6年3月22日付け島根県報号外第26号中(税 務 課) 9令和6年5月28日付け島根県報号外第57号中(道 路 維 持 課) 10

## 告示

#### 島根県告示第396号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年6月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町商人1149、1151-1、1151-2、1156-続2、1157から1163まで、1160-1、1161-内第1、1164-1、1164-2、1166から1168まで、1818から1823まで、2505-1から2505-6まで、2506から2509まで、2509-1、2510-内1から2510-内6まで、2510-内8、2510-内9、2510-1、2510-7、2510-11、2511、2511-内1、2512

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第397号

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年6月7日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年3月26日 公表

令和6年6月3日 変更

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 第1 くろまぐろ (小型魚)
  - 1 島根県に配分された漁獲可能量 117.6トン
  - 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量		
島根県くろまぐろ(小型魚)定置漁業	36.6トン		

島根県くろまぐろ(小型魚)沿岸くろまぐろ漁業	77. 2トン
島根県くろまぐろ(小型魚)その他の漁業	1.0トン

#### 第2 くろまぐろ (大型魚)

1 島根県に配分された漁獲可能量

34.2トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量		
島根県くろまぐろ(大型魚)定置漁業	33.3トン		
島根県くろまぐろ(大型魚)沿岸くろまぐろ漁業	0.0トン		
島根県くろまぐろ(大型魚)その他の漁業	0.0トン		

<u>公</u> 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月7日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 開発区域

隠岐の島町平ノ前86番1、84番1、84番3、84番4、84番5、85番1、86番2、87番1の一部、91番3の一部、91番7の一部、93番1の一部、93番2の一部、93番4の一部、94番1の一部、94番2、94番3、94番4の一部、94番7、94番1の一部、431番7

面積 19,270.58平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

島根県隠岐郡隠岐の島町平455番地3

株式会社ジョイナス 代表取締役社長 新宮 貴司

島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)第19条の規定により島根県・松江市屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則(昭和49年島根県規則第39号)第12条第1項の規定により公告する。

令和6年6月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

2 主催

島根県及び松江市

3 期日及び場所

期日 令和6年8月29日(木)及び同月30日(金)

場所 松江市白潟本町43番地

松江市市民活動センター (STIC) 5階 交流ホール

4 受講申込受付期間

令和6年7月1日(月)から同年8月5日(月)まで

5 受講申込先

島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所若しくは各事業所

6 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

7 受講手数料

4,010円 (島根県収入証紙をもって納付のこと。)

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和6年6月7日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量

島根県立浜田養護学校仮設校舎 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃借物件設置期限

令和7年2月28日

(4) 賃貸借期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 賃借物件撤去期限

令和10年6月30日

(6) 設置場所

島根県浜田市国府町342-2 島根県立浜田養護学校敷地内

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当す る額を除いた金額を入札書に記載すること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)でないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
  - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加 資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(9)その他」に登録されている者で

あること。

- (5) 本公告に示した賃借物件の設置及び撤去が履行期限までに十分に可能な者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

#### 4 入札手続等

(1) 担当部局(問合せ先)

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6789

電子メール shisetsu@pref. shimane. lg. jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和6年6月7日(金)から同年7月3日(水)までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する入札説明書閲覧申請書を提出した者に交付する。

(3) 入札書の提出期限等

日時 令和6年7月12日(金)午前10時まで(郵便による入札にあたっては、令和6年7月12日(金)午前9時必 着。ただし、郵便は書留等配達記録が残るものに限る。)

場所 島根県松江市内中原町255-1 島根県教育センター 3-3 研修室 (郵便による入札にあたっては、4 の(1) の場所)

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和6年7月12日(金)午前10時

場所 島根県松江市内中原町255-1 島根県教育センター 3-3研修室

#### 5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2第1号及び第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号及び第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書で示した事前提出書類を本公告4の(1)の場所に令和6年7月3日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったとき、その他 島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者 を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育施設課に報告するとともに警察に 通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied: Shimane Prefectural Hamada Special Needs School temporary school building ,1 set

Period of Lease: From April 1, 2025 To March 31, 2028

Desired Date of Completion: February 28, 2025

Location of Installation: Shimane Prefectural Hamada Special Needs School

342-2 Kokufu-cho, Hamada-shi, Shimane-Ken, 697-0003

(2) Deadline for Tender: 10:00 a.m 12 July 2024

(Applications by mail must arrive at the following office by 9:00 a.m 12 July 2024)

(3) Please tender all infomation to: Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone: 0852-22-6789

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和6年6月7日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量

島根県警察情報ネットワーク用プリンタの賃貸借 55台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和6年12月1日から令和11年11月30日まで

- 2 入札方法
  - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム(以下「電子調達システム」という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に 相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)でないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
  - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加 資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されてい る者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあっては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格 者名簿の営業種目が大分類「1文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」 小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあっては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

- 5 入札説明書の交付等
  - (1) 入札説明書の交付方法

本公告の目から令和6年6月21日(金)までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和6年6月21日(金)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第 1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年6月21日(金)正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
  - (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和6年7月5日(金)午前9時から同月8日(月)午後4時まで(同月5日午後5時から同月8日午前9時まで を除く。)

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和6年7月8日(月)午後4時まで

イ 場所

4の場所

- ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和6年7月8日(月)午後4時までに到着していること。
- (3) 開札の日時及び場所

アー日時

令和6年7月9日(火)午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

- 8 その他
  - (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入 札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を

落札者とする。

- (7) 契約書作成の要否
  - 要する。
- (8) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。 なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

- 9 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be leased: Printer for the Shimane Prefectural Police Information Network, 55 units
  - (2) Period for tender by electronic bidding: From 9:00 a.m. July 5, 2024 to 4:00 p.m. July 8, 2024
  - (3) Time limit for tender by bringing: 4:00 p.m. July 8, 2024

    (Bids by post must be received by 4:00 p.m. July 8, 2024)
  - (4) Contact point for the notice: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan TEL: 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

## 人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月7日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

#### 島根県人事委員会規則第14号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会 規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第71病院の項中「部長」を「部長 センター長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正誤

令和6年3月22日付け島根県報号外第26号により公布された島根県県税条例の一部を改正する条例(令和6年島根県条例第10号)附則第2項中「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 号」は、令和6年3月30日付けで地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が公布されたことにより「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号」となった。

令和6年5月28日付け島根県報号外第57号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤			正
2	島根県告示				
	第 384 号 の				
	表中				
			邑智郡美郷町地頭所599		邑智郡美郷町地頭所599
			番1地先から同番40地 先まで		番1地先から同40番地 先まで
				1	